

都市計画を変更する土地の区域

(1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域 (別紙図面のとおり。)

- ア. 早瀬町三丁目の一部
- イ. 遠野町9地割、10地割、28地割、30地割及び31地割の各一部
- ウ. 綾織町新里25地割から27地割まで、29地割及び30地割並びに1地割から8地割まで、28地割及び31地割の各一部
- エ. 松崎町光興寺1地割、2地割及び11地割の各一部
- オ. 土淵町枳内26地割並びに27地割及び28地割の各一部
- カ. 土淵町土淵1地割、2地割、4地割から6地割まで、8地割及び13地割の各一部
- キ. 土淵町柏崎2地割、3地割及び6地割から11地割まで並びに1地割及び12地割の各一部
- ク. 土淵町飯豊1地割から3地割及び8地割の各一部
- ケ. 青笹町青笹35地割の一部
- コ. 青笹町糠前38地割並びに25地割から27地割まで及び33地割から37地割までの各一部
- サ. 青笹町中沢12地割、14地割、15地割、18地割から20地割まで及び27地割から29地割まで並びに8地割から11地割まで、21地割、22地割及び26地割の各一部
- シ. 上郷町細越3地割から15地割まで
- ス. 上郷町佐比内1地割から5地割まで、21地割から27地割まで及び31地割から46地割まで並びに6地割及び28地割の各一部
- セ. 上郷町板沢8地割から22地割まで及び24地割並びに1地割、2地割、4地割、6地割、7地割及び23地割の各一部
- ソ. 上郷町平倉1地割から20地割まで、22地割から40地割まで、42地割から50地割まで、字大寺、字観音、字館下、字寺田、字刃金及び字本宮並びに21地割の一部
- タ. 上郷町平野原2地割並びに1地割及び3地割の各一部

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域 (別紙図面のとおり。)

- ア. 遠野町32地割の一部
- イ. 松崎町駒木17地割及び24地割の各一部
- ウ. 松崎町松崎6地割、8地割及び9地割の各一部
- エ. 松崎町光興寺4地割、6地割、10地割及び12地割の各一部
- オ. 松崎町白岩1地割、5地割、30地割及び字古川の各一部
- カ. 上郷町来内1地割の一部